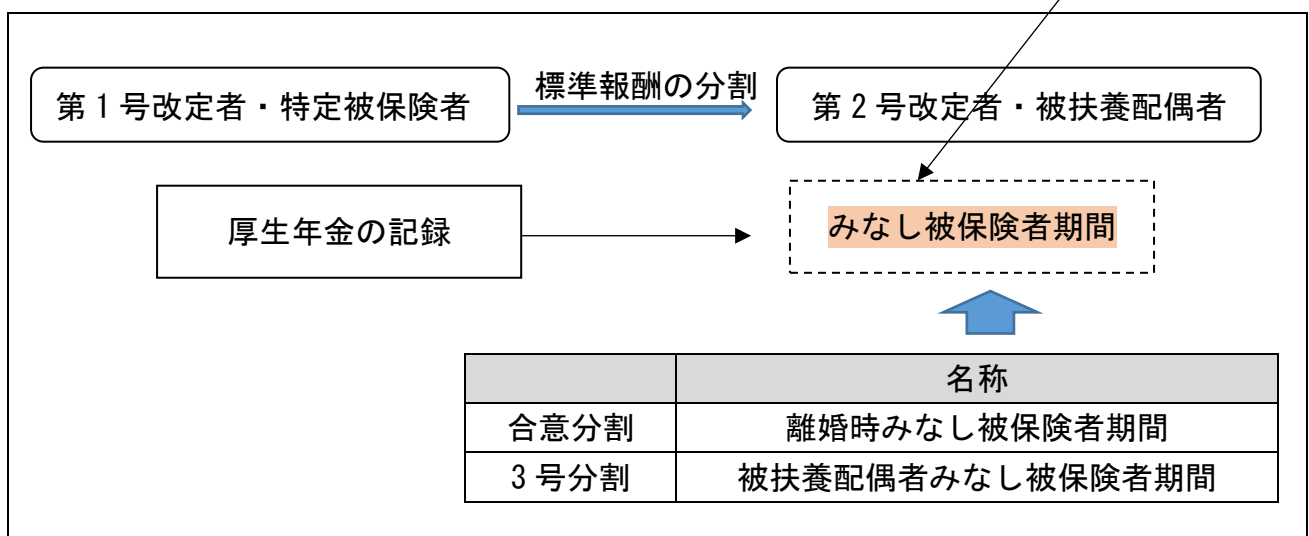


第22回目は、「みなし被保険者期間」及び「合意分割」「3号分割」のまとめです。

「みなし被保険者期間」の復習ですが、
「合意分割」、「3号分割」により、厚生年金保険の標準報酬が第2号改定者もしくは被扶養配偶者に移行することになります。

その際に受け手の側に厚生年金の被保険者期間がない場合は、当然厚生年金の記録が存在しません。

何もないところに記録を移すことはできないので、厚生年金の被保険者期間があるものとみなして計算していく仕組みが「みなし被保険者期間」ということになります。



老齢厚生年金の被保険者期間は、下記を根拠にして年金額、受給要件の有無を判断しますが、その際にみなし被保険者期間を算入するかどうかのポイントになります。

①年金額を計算する場合の根拠

$$\text{老齢厚生年金額} = \text{平均標準報酬額} \times 5.481 / 1000 \times \text{被保険者期間の月数}$$

②受給要件の有無の判断

- ①厚生年金保険の被保険者期間を有すること
- ②65歳以上であること
- ③受給資格期間を満たしていること

「みなし被保険者期間」に関して、上記の扱いに組み入れると、過剰の扱いになる場合があるため、「算入しないケース」が出てきます。

簡単に言うと

原則的に、年金額を計算するときには、「離婚時みなし被保険者期間」は厚生年金の被保険者期間と同様の扱いとなりますが、受給要件を判定するときには被保険者期間とはみなされません。

	みなし被保険者期間
①年金額を計算する場合	算入する（みなす）
②受給要件の有無の判断	算入しない（みなさない）

本試験において、「算入する場合」、「算入しない場合」と出題されるので、一問一答形式で内容を確認します。

【問題】「みなし被保険者期間」は、老齢厚生年金の額を計算する場合に算入できる。

①年金額を計算する場合	算入（被保険者期間として扱う）
②受給要件の有無の判断	算入しない（保険料納付済期間として扱わない）

⇒○

老齢厚生年金の額を計算する際には被保険者期間として扱われますが、保険料納付要件を満たすための保険料納付済期間にはなりません。

【問題】「みなし被保険者期間」は、60歳代前半の老齢厚生年金の被保険者期間に算入できる。

⇒×

特別支給の老齢厚生年金（60代前半の老齢厚生年金）は、そもそも経過措置として設けられている規定なので、離婚に際しての措置は加味されません。

【問題】「みなし被保険者期間」は、老齢厚生年金の加給年金取得の際の20年に算入できる。

⇒×

加給年金の受給に必要な20年に離婚時みなし被保険者期間を含めることはできません。自分自身の期間だけで20年を満たす必要があります。

【問題】「みなし被保険者期間」は、振替加算の20年に算入しない。

⇒×

振替加算の算定の期間に「みなし被保険者期間」が算入されます。従って、「みなし被保険者期間」を加えることにより、振替加算が行われないケースも出てきます。（合計して240月以上になる場合）

【問題】「みなし被保険者期間」は、300月みなしの障害厚生年金の場合に算入する。

⇒×

障害厚生年金を300月みなしで年金額を計算する場合には、離婚時みなし被保険者期間の標準報酬は計算の基礎に含めません。

含めることにより、年金額が減少してしまう可能性があります。

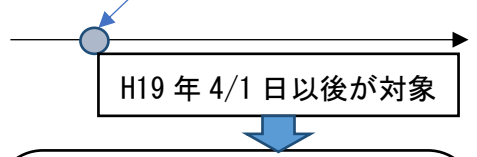
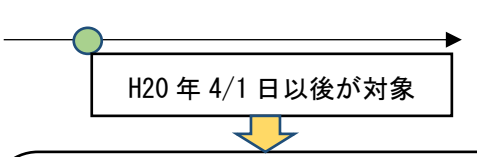
【問題】「みなし被保険者期間」は、遺族厚生年金の受給要件に算入する。

⇒○

例えば、「みなし被保険者期間」のみの老齢厚生年金の受給権者が死亡したときでも、他の要件を満たせば遺族に対して遺族厚生年金が支給されます。

本試験には、度々出題されますが、パターンは決まっているので、覚えていくのが早道です。

次に、合意分割と3号分割の全体のまとめ表です。

	離婚（合意）分割 （法78条の2他）	3号分割（法78条の13他）
施行日	平成19年4月1日	平成20年4月1日
分割の要件	 <p>H19年4/1日以後が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ①離婚した場合 ②婚姻の取り消しをした場合 ③事実婚の解消が認められた場合 	 <p>H20年4/1日以後が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ①離婚した場合 ②婚姻の取り消しをした場合 ③事実婚の解消が認められた場合 ④離婚の届出はしていないが事実上離婚同様の事情と認められた場合 <p>制度上、H20年4/1日以後に上記に該当した者が対象</p>
分割の対象	婚姻期間中の厚生年金の標準報酬 ⇒対象期間	婚姻期間のうち平成20年4月1日以後の第3号被保険者期間に対応する厚生年金の被保険者期間 ⇒特定期間
分割方法	婚姻期間中の標準報酬の多い者（第1号改定者）から少ない者（第2号改定者）に対して標準報酬を分割	特定被保険者から被扶養配偶者であった者に対して標準報酬を分割
分割割合	当事者同士の合意 又は 裁判手続により定められた年金分割の割合（家庭裁判所） （上限…2分の1）	2分の1（固定）
みなし期間	離婚時みなし被保険者期間	被扶養配偶者みなし被保険者期間
手続	当事者の一方による請求	被扶養配偶者の請求 （特定被保険者の合意不要）
請求期限	原則、離婚時より2年	

過去問を確認していきます。

本試験においては、「合意分割」「3号分割」のどちらの問題かを見極めながら対処していきます。

同時に、「合意分割」という名称が問題文の中に出てくれば区分しやすいのですが、「離婚等をした場合における標準報酬の改定の特例」あるいは「離婚分割」という名称で出題されることもあるので注意が必要です。

過去問（H27年 10C）

【解答】離婚等をした場合に当事者が行う標準報酬の改定又は決定の請求について、請求すべき按分割合の合意のための協議が調わないときは、当事者の一方の申立てにより、**家庭裁判所**は当該対象期間における保険料納付に対する当事者の寄与の程度その他一切の事情を考慮して、請求すべき按分割合を定めることができる。

【解答】○

⇒「合意」あるいは、「家庭裁判所」という文言から「合意分割」の内容であることが解ります。

過去問（H21年 7B）

【問題】婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった第1号改定者及び第2号改定者について、当該第1号改定者及び第2号改定者の一方の被扶養配偶者である第3号被保険者であった第1号改定者及び第2号改定者の他方が当該第3号被保険者としての国民年金の被保険者資格を喪失し、当該事情が解消したと認められる事由に該当した日から起算して1年を経過したときは、標準報酬改定請求を行うことはできない。

【解答】×

⇒「1年を経過したとき」ではなく「2年を経過したとき」にすれば正解です。

過去問（H21年 7E）

【問題】

標準報酬改定請求は、**平成19年4月1日前**の対象期間に係る標準報酬も改定又は決定の対象としている。

【解答】○

⇒「平成19年4月1日前」という文言から「合意分割」であることが解ります。

合意分割に関しては

- ・平成19年4月1日前の離婚等⇒合意分割の対象にはなりません。
- ・平成19年4月1日前の対象期間に係る標準報酬改定⇒対象になります。

標準報酬に関する改定の対象期間は、平成19年4月前でも含まれるので設問は正解です。

過去問（H21年 7B）

【問題】

請求すべき按分割合は、原則として、第1号改定者及び第2号改定者それぞれの対象期間標準報酬総額の合計額に対する第2号改定者の対象期間標準報酬総額の割合を超え2分の1以下の範囲内で定められなければならない。

【解答】○

過去問（H21年 7D）

【問題】

第1号改定者及び第2号改定者又はその一方は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令の定めるところにより、標準報酬改定請求を行うために必要な按分割合の範囲等についての情報の提供を請求することができるが、当該請求は標準報酬改定請求後に行うことはできない。

【解答】○

過去問（H19年 6E）

【問題】

老齢厚生年金の受給権者について離婚時の標準報酬の決定又は改定が行われたときは、当該標準報酬改定請求のあった日の属する月の翌月から年金額を改定する。

【解答】○

離婚時の標準報酬の改定又は決定が行われたときは

⇒当該標準報酬改定請求のあった日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

過去問（H22年 6B）

【問題】

離婚時の分割請求により標準報酬が改定された第2号改定者について、当該改定を受けた標準賞与額は、当該第2号改定者がその後60歳台前半の在職老齢年金の受給者となった場合においても、総報酬月額相当額の計算の対象とはならない。

【解答】○

⇒「分割」あるいは「第2号改定者」という用語から「合意分割」であることがわかります。「合意分割で移行した標準賞与額を分割を受ける側の60歳台前半の在職老齢年金の算定の対象にするかどうか」というのが論点になります。

結論は、対象にはなりません。在職老齢年金による支給停止額が従前より増えることにより不利益が生じる可能性があります。

以下の問題は、「みなし被保険者」に関する問題です。

過去問（H27年 10B）

【問題】

厚生年金保険の被保険者期間が離婚時みなし被保険者期間としてみなされた期間のみである者は、特別支給の老齢厚生年金を受給することはできない。

【解答】○

⇒「離婚時みなし被保険者期間」とは、厚生年金保険の被保険者ではない期間に、分割を受けた標準報酬月額と標準賞与額をのせておくための「みなし」（仮の）期間なので、設問の通り特別支給の老齢厚生年金を受給することはできません。

過去問（H19年 6D）

【問題】

障害厚生年金の受給権者であって、その者の年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が300に満たないためこれを300として計算した者については、離婚時の標準報酬の決定又は改定されたときの年金額の改定において、離婚時みなし被保険者期間は当該障害厚生年金の年金額の計算の基礎とはしない。

【解答】○

⇒被保険者期間の300月のみなしによって計算されている場合、被扶養配偶者みなし被保険者期間は、計算の基礎としません。

過去問（H19年 6A）

【問題】

振替加算されている老齢基礎年金を受給している者であって、その者の厚生年金保険の被保険者期間が、離婚による年金分割を行ったことにより離婚時みなし被保険者期間を含めて240月以上となった場合であっても、当該振替加算は支給停止にならない。

【解答】×

⇒「当該振替加算は支給停止になる。」

240未満であった厚生年金保険の被保険者期間の月数が離婚時みなし被保険者期間の月数を含めて240以上に至った場合、振替加算は支給停止になります。

過去問（H19年 6B）

【問題】

遺族厚生年金の支給に当たっては離婚時みなし被保険者期間も厚生年金保険の被保険者としての期間に算入されるため、かつて厚生年金保険の被保険者でなかった者であっても、離婚時みなし被保険者期間を有する者であれば、その者が死亡した場合には遺族に遺族厚生年金が支給されることがある。

【解答】○

⇒離婚時みなし被保険者期間だけを有する老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合、遺族厚生年金の支給要件である老齢厚生年金の受給資格期間を満たした者等の死亡として、その遺族に遺族厚生年金が支給されます。

過去問（H19年 6C）

【問題】

離婚時みなし被保険者期間は、60歳台前半の老齢厚生年金の支給要件となる被保険者期間には含まない。

【解答】○

60歳台前半の老齢厚生年金の支給要件の1年以上の被保険者期間に離婚時みなし被保険者期間は含みません。

過去問（H24年）

【問題】

離婚時における厚生年金保険の保険料納付記録の分割について、離婚時みなし被保険者期間及び被扶養配偶者みなし被保険者期間に関する記述のうち、みなし被保険者期間が含まれるものの組み合わせは、後記AからEまでのうちどれか。

【解答】正解：A

A. 遺族厚生年金の支給要件（厚生年金保険法第58条第1項第4号該当）となる被保険者期間（含まれる。）

【解説】

遺族厚生年金の支給要件（長期要件…老齢厚生年金の受給権者又は保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者が、死亡）には、「離婚時みなし被保険者期間」および「被扶養配偶者みなし被保険者期間」が含まれます。

イ. 60 歳台前半の老齢厚生年金の支給要件（被保険者期間 1 年以上）となる被保険者期間（含まれない。）

【解説】

60 歳台前半の老齢厚生年金の支給要件（被保険者期間 1 年以上）となる被保険者期間に、みなし被保険者期間は含まれません。

ウ. 振替加算の支給停止要件（配偶者自身の厚生年金保険の被保険者期間 240 月以上）となる被保険者期間（含まれる。）

【解説】

振替加算の支給停止要件（配偶者自身の厚生年金保険の被保険者期間 240 月以上）となる被保険者期間に、みなし被保険者期間は含まれます。

エ. 加給年金額の加算要件（被保険者期間 240 月以上）となる被保険者期間（含まれない。）

オ. 特例老齢年金及び特例遺族年金の支給要件となる被保険者期間（含まれない。）

カ. 60 歳台前半の老齢厚生年金における定額部分の額を計算するときの被保険者期間（含まれない。）

A (アとウ) B (アとオ) C (イとカ) D (ウとエ) E (エとオ)

第 22 回 (完)